

介護保険の住宅改修について

要介護（要支援）認定を受けていて在宅で生活されている方が住宅改修を行った場合に、居宅介護（介護予防）住宅改修費を支給します。

◎介護保険の対象となる工事

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

◎利用限度額

上限20万円（自己負担1割または2割または3割）

◎事前申請について

- ・住宅改修をする前に、担当ケアマネジャー等に相談し、現地で改修内容を確認後、申請をして下さい。

※事前申請がなく住宅改修を行った場合は、住宅改修費の支給ができません。

【事前申請書類】

- ・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（市の所定様式）
- ・住宅改修が必要な理由書（所定様式）
- ・工事見積書（工事費内訳書の添付が必要です）
- ・図面（住宅の全体平面図）
- ・工事前の写真（日付入り、改修予定部分がわかるようにして下さい）
- ・住宅改修承諾書（借家の場合に必要です、市の所定様式）

※市より住宅改修承認通知書が届いてから、着工して下さい。（被保険者様に送付します）

◎支給の手続き

【住宅改修完了後の提出書類】

- ・工事完了届（市の所定様式）
- ・工事後の写真（日付入り、工事前と比較できるようにして下さい）
- ・請求書（工事費内訳書の添付が必要です）
- ・領収書（原本と提出用の写しをお持ちください）
- ・受領委任払い届出書（市からサービス事業者へ振込の場合に必要です、市の所定様式）

※工事内容を変更する場合や申請を取り下げる場合は、必ずご連絡下さい。

《お問合せ先》

高齢介護課 1階 ③番窓口

072-939-1164